

群馬県立県民健康科学大学 内部質保証委員会 I R 部会 運営要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県立県民健康科学大学内部質保証委員会 I R (Institutional Research) 部会 (以下「I R 部会」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(I R 部会の目的)

第2条 I R 部会は、群馬県立県民健康科学大学 (以下「本学」という。) における教育研究等の質の更なる向上を図るため、学内外で収集、分析した情報の提供によりこれを支援することを目的とする。

(職務)

第3条 I R 部会は、次に掲げる事項を職務とする。

- (1) 学内外のデータの収集及び情報分析並びにその結果報告に関すること。
- (2) 前号による収集データ及び分析結果の管理に関すること。
- (3) その他大学 I R の推進に関すること。

(構成)

第4条 I R 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部会長
- (2) 部会員
- (3) その他学長が指名する者

(I R 部会への協力)

第5条 各部局、委員会又は事務局 (以下「各部局等」という。) の長は、学内外のデータを収集し、部会長の求めに応じて情報の提供及び情報の有効活用に関し、必要な協力を行うものとする。

(I R データの管理)

第6条 I R 部会が行うデータの管理・分析作業は、部会長が指定するシステムで行う。

(I R データの使用目的)

第7条 I R データは次に定める目的以外には使用できない。

- (1) 教育の質保証・向上

- (2) 研究環境、学生支援、社会貢献活動又は組織運営の現状分析・改善
- (3) 広報活動
- (4) 調査回答
- (5) 学術研究
- (6) その他、内部質保証委員会が許可したもの

(I R データの公開区分)

第 8 条 I R データの公開区分は次のとおりとする。

- (1) 公開レベル 1 一般に公開可能なデータ
- (2) 公開レベル 2 本学の常勤教員及び職員のみ公開可能なデータ
- (3) 公開レベル 3 本学の常勤教員及び職員のうち、特に許可された者のみに公開可能なデータ
- (4) 非公開データ 公開しないデータ

2 前項各号に定める各公開区分に該当する I R データは、内部質保証委員会が別に定める。

(個人情報の取扱い)

第 9 条 I R 部会において個人情報を取り扱うに当たっては、群馬県公立大学法人個人情報保護規程（規程第 33 号）を遵守し、利用目的の特定や情報の管理に留意し、その適正な保護に努めなければならない。

(事務)

第 10 条 I R 部会の事務は、事務局総務会計係が行う。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、I R 部会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。